

福岡県公報

平成二十年七月四日
第二千八百四十四号
増刊 ①

目次

訓令(第二十五号・第二十六号)

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令(生活安全課)

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令(生活安全課)

訓令

福岡県訓令第二十五号

本庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年七月四日

福岡県知事 麻生 渡

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程(昭和四十五年十二月福岡県訓令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の表保健医療介護部の項中、「高齢者支援課長」を削り、同表福祉労働部の項中「子育て支援課長」を「福祉総務課長、子育て支援課長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県訓令第二十六号

本庁
出先機関

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年七月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令

福岡県消費者行政連絡協議会規程(昭和四十四年一月福岡県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「生活労働部長」を「新社会推進部長」に改める。

第七条第二項中「生活労働部生活文化課長」を「新社会推進部生活安全課長」に改める。

第八条中「生活労働部生活文化課」を「新社会推進部生活安全課」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第三条関係)

総務部	県民情報広報課長
企画・地域振興部	調査統計課長
新社会推進部	男女共同参画推進課長 生活安全課長
保健医療介護部	保健衛生課長 薬務課長 高齢者支援課長 介護保険課長
福祉労働部	福祉総務課長 障害者福祉課長
環境部	環境政策課長 循環型社会推進課長
商工部	商工政策課長 中小企業経営金融課長 国際経済観光課長 工業保安課長
農林水産部	農林水産物安全課長 園芸振興課長 水田農業振興課長 畜産課長
建築都市部	建築指導課長 住宅計画課長

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）